基安計発 1001 第 2 号 基安対発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日

## 都道府県労働局労働基準部 健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部 計 画 課 長 化学物質対策課長

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令 の施行に係る周知について

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 327 号)の施行については、平成 26 年 10 月 1 日付け基発 1001 第 8 号「労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令の施行について」により示されているところであるが、その周知に際しては、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに作業環境測定士の登録に係る指定登録機関である公益財団法人 安全衛生技術試験協会のホームページにおいて掲載しているお知らせ文や同協会の登録窓口において掲示している別添のリーフレット等を活用できることに留意すること。

## 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント 並びに作業環境測定士の登録手数料が変更になりました

「労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令」の改正により平成 26年10月1日から労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並び に作業環境測定士の登録手数料が次のとおりになりました。

	新規登録手数料 (改正前)	新規登録手数料 (改正後)
労働安全コンサルタント	30,000円	20,000円
労働衛生コンサルタント	30,000円	20,000円
作業環境測定士	25,800円	20,000円

今後、労働安全・労働衛生コンサルタント及び作業環境測定士の新規登録申請 を行う際には、手数料額を間違えないよう御注意ください。

(注意) 登録事項変更(労働安全・労働衛生コンサルタント)及び書換え(作業環境測定士)並びに再交付の手数料は、従来どおりです。

お問合せ先

(公財) 安全衛生技術試験協会 総務部 総務課 TEL 03-5275-1088